

今回の作業について

1 法規制、技術的問題により、134箇所から、さらに抽出作業を行う。

- (1) 特定希少野生動植物保護区
- (2) 生息地等保護区
- (3) 特定植物群落
- (4) 活断層からの距離
- (5) 土石流危険渓流
- (6) 市町村指定重要文化財
- (7) 市町村指定史跡名勝天然記念物

134箇所

93箇所

2 上記1で得られた箇所について、評価を行う。今回は、現実的問題として処分場建設に困難が伴うと考えられ、この段階で除いておくことが作業上妥当と考えられる候補地を除くこととする。

- (1) 流域の位置関係
- (2) 住宅からの距離
- (3) 学校からの距離

93箇所

42箇所

* 水源からの距離等、次の項目による評価も行う必要があるが、この42箇所の候補地同士を比較のうえ判断することが妥当と考えられるので、次回の評価（P7「今後の評価作業について」へ）とする。

- (1) 水源からの距離
- (2) 道路からの距離
- (3) 既存の最終処分場からの距離
- (4) 地すべり危険箇所
- (5) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (6) ため池危険箇所
- (7) 市町村指定環境保護区
- (8) 市町村等の開発計画